

法改正セミナー

労働・社会保険関係法令の改正をチェック！

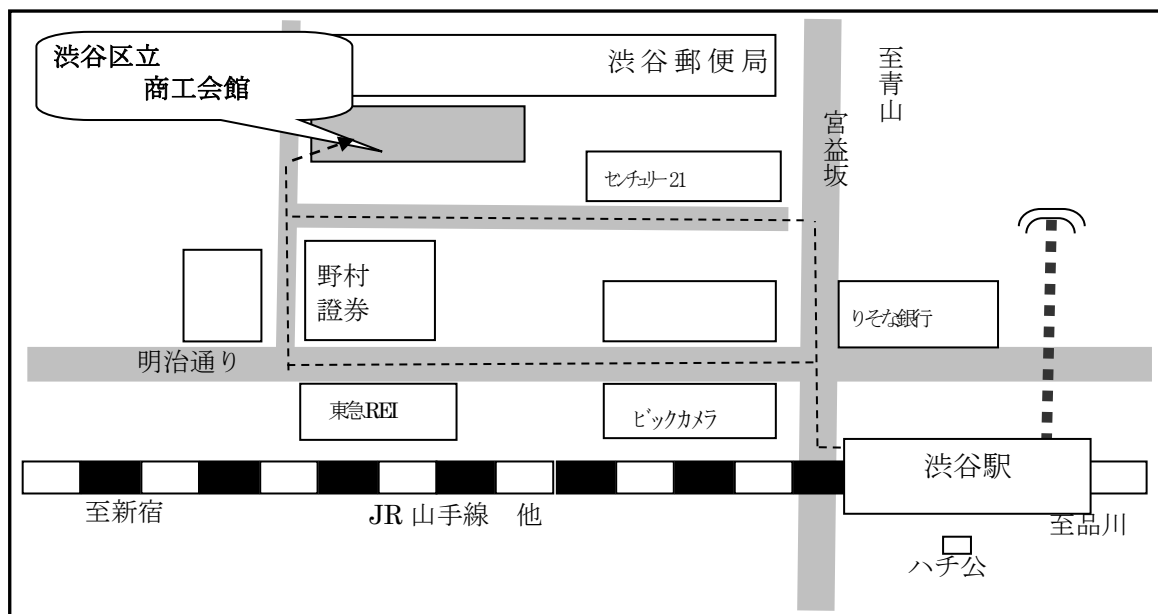
日 時	2026年2月9日(月) 14:00～16:00 受付13:30～
会 場	渋谷区立商工会館2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5 TEL(3406)7641
内 容	■■解説予定テーマ■■ ・労働基準法の今後の改正の方向性 (1)連続勤務の上限規制が設けられる？ (2)過半数代表者の選出方法はどうなる？ (3)副業・兼業の場合の労働時間の通算について ・労働安全衛生法の改正内容 (1)50人未満の事業場でもストレスチェックが義務化される (2)フリーランスや一人親方の死傷病報告の対象へ ・カスハラ対策・就活セクハラへの対応、治療と仕事の両立支援義務化とは？ ・報復人事に刑事罰？公益通報者保護及び通報制度整備義務の強化 ・障害者雇用率の拡大により雇用義務化される規模は？ ・技能実習制度廃止・育成就労支援制度創設はどのような制度？ ・社会保険全般の改正内容 (1)子ども子育て支援金の健康保険料上乗せによる徴収とは (2)106万円の壁を紐解く (3)年金制度改正のポイント解説 ・その他 今後の労働法の動向 ※内容は状況により一部変更させて頂く場合があります。
講 師	小磯優子氏（OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士）
受講料等	会員 5,500円 会員以外 7,700円 消費税込 受講料は、2月2日（月）までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。 ・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店・口座番号：普通預金 0397963 ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・住所：港区芝4-4-5 振込人名の前に講習会月日をお付けください 法人の種類（カブシキガイシャ等）は記入せずに会社名を記入してください （例0209ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です） 2月2日（月）までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
申込方法	【定員 60名】 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp ①講習会名 ②開催年月日 ③貴事業場の名称及び所在地

	④協会会員又は非会員の表記 ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス ⑥電話番号 ⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。 記載例 ①法改正セミナー ②2026年2月9日 ③(株)〇〇 港区芝〇ー〇ー〇 〇 2月2日(月)までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。 ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。 問合せ先(一社)三田労働基準協会 ☎03-3451-0901
その他	この講習は、三田、渋谷、品川、大田、新宿、池袋の各労働基準協会の共催で行われ、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記6協会の会員は会員価格です。

※ 受講当日受付にて返信メール本文の写しをご提示ください。

※ 個人情報は、本講習の目的以外に利用することはありません。

《会場案内図》



渋谷区立商工会館 2階大研修室

渋谷区渋谷 1-12-5

渋谷駅 徒歩5分